

犬山市議会第23号議案

和解及び損害賠償の額を定めることについて

道路の瑕疵により発生した道路陥没事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、道路の瑕疵により発生した道路陥没事故に関し、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定し、相手方と和解するため必要があるからである。

